

新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

2025年7月
北海道ガス株式会社

目 次

第1章	総則	1
1-1	業務計画の目的、基本方針	1
1-2	業務計画の運用	1
第2章	新型インフルエンザ等対策の実施体制	3
2-1	新型インフルエンザ等対策の実施体制	3
2-2	情報収集および共有体制、関係機関との連携	5
第3章	新型インフルエンザ等対策に関する事項	6
3-1	新型インフルエンザ等対策業務の実施方法	6
3-2	感染対策の検討・実施	6
第4章	事業継続計画	8
4-1	基本方針等	8
4-2	継続業務の特定と継続方法	8
4-3	特定接種の実施	8
第5章	その他	9
5-1	教育・訓練	9
5-2	計画の見直し	9
別表	1-1 新型インフルエンザ等発生時の体制	10
別表	1-2 第二次非常体制の主な役割・業務	11
別表	2 第二次非常体制発令の代行順位	12
別表	3 防災関係機関との情報連絡経路	12

第1章 総則

1-1 業務計画の目的、基本方針

本業務計画（以下、「本計画」という。）は、新型インフルエンザ等が国内外において大発生した場合においても、お客さまおよび北ガスグループ従業員（以下、「従業員」という。）の生命・身体の安全確保と、ガス事業および電力事業をはじめとしたエネルギー供給事業を可能な限り維持し、ライフライン事業者としての社会的使命を果たすため、必要な対応・措置を定めるものである。

1-2 業務計画の運用

（１）本計画の対象とする「新型インフルエンザ等」とは、以下の通りとする。

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定される新型インフルエンザ等感染症。
- ・感染症法第6条第9項に規定される新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザ等感染症と同等に社会的影響が大きなもの。

【感染症法 第6条】

- 7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染症の疾病をいう。
- 一 新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）
 - 二 再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）
 - 三 新型コロナウイルス感染症（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）
 - 四 再興型新型コロナウイルス感染症（かつて世界的規模で流行したコロナウイルスを病原体とする感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

- 9 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であつて、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

(2) 新型インフルエンザ等の重大度の分類と想定

新型インフルエンザ等の流行時における被害は、従業員の欠勤率を考慮するとともに、ウイルスの病原性（致死割合）と感染性（伝播性）の双方に注目し、総合的な「重大度」を以下の3つに分類して想定する。

① 病原性（感染者中の死者の割合）

高度：致死割合が1%以上程度の病原性（例：スペイン風邪程度以上）

中等度：致死割合が0.5～1%未満程度の病原性（例：アジア風邪～スペイン風邪程度未満）

低度：致死割合が0.5%未満程度の病原性（例：季節性インフルエンザ～香港風邪程度）

② 感染性（1人の感染者が感染させうる未感染者数）

高度：基本再生産数が2以上程度の伝播性

中等度：基本再生産数が1.5～2未満程度の伝播性

低度：基本再生産数が1.5未満程度の伝播性

③ 重大度（総合的評価）と要員の欠勤率の想定

重度：病原性が「高度」かつ感染性が「高度」の場合。ピーク期60日間と想定し、この期間内に欠勤率40%を想定する。他のエッセンシャルワーカー※は、最低限度の稼働がなされていると想定する。

重中等度：病原性・感染性のいずれかが「高度」、いずれかが「中等度」または「低度」の場合。スペイン風邪流行時と同程度を想定する。

中等度：病原性が「中等度」または感染性が「中等度」以上の場合。アジア風邪流行時と同程度を想定する。

軽度：病原性・感染性がともに「低度」の場合。季節性インフルエンザ流行時と同程度を想定する。

※治安を維持する者、ライフライン事業者（電力・ガス・水道）・ライフラインを維持するために必要な物資を輸送する者、国または地方公共団体の危機管理に携わる者、国民の最低限の生活維持のための情報提供に携わる者。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

2-1 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 新型インフルエンザ等の発生段階と体制区分

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、予め発生
の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定める。国は新型インフル
エンザ等の発生段階を以下の通り3つに分類している。この段階の決定については、WHOのフ
ェーズの引き上げおよび引き下げを注視しながら、外国での発生状況や国内サーベイランス
の結果を参考に、国の「新型インフルエンザ等対策本部」が決定する。

発生段階	状態
準備期	新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前まで
初動期	新型インフルエンザ等の発生を覚知後、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、実行されるまで
対応期	初動期以後、政府対策本部が廃止されるまで
	封じ込めを念頭に対応する時期
	病原体の性状等に応じて対応する時期
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
	特措法によらない一般的な感染症対策へ移行する時期

(2) 対策本部の設置

新型インフルエンザ等が国内外において発生した場合は、以下の体制の区分に応じた「対策本
部」を設置し、外部諸機関との連携を図りながら対応する。新型インフルエンザ等の病原性や
感染性等はウイルスの種類により異なるため、事業への制約の程度により柔軟に対応する。

新型インフルエンザ等の発生段階（政府対策本部・都道府県の決定・判断による）	発動基準	体制区分
準備期	重大度が「軽度」「中等度」の場合	平常体制
	重大度が「重中等度」の場合	監視体制
	重大度が「重度」の場合	第一次非常体制
初動期	部署単位の監視体制移行要員数超過	監視体制
対応期	部署単位のBCP発動要員数超過	第一次非常体制
	要員数の40%超過	第二次非常体制

準備期における重大度と体制

感染性 病原性	高度 2.0以上	中等度 1.5～2.0	低度 1.5未満
高度 1.0%以上			
中等度 0.5～1.0%未満			
低度 0.5%未満			

	重度・・・第一次非常体制
	重中等度・・・監視体制
	中等度・・・平常体制
	軽度・・・平常体制

- (3) 平常時より、新型インフルエンザ等大流行時に備えて、従業員の安全確保を行いつつ、最低限必要な業務や、事業継続のために必要な交代・補助員確保のための対応策については、社内において規定されているBCP（事業継続計画）に基づき検討する。

(4) 監視体制

勤労Gは各職場より感染者情報を収集し、危機管理室は別に定める「BCP対応要員数」に達した場合、総務部・人事部担当役員を長とする、[別表1-1]の監視体制を構築し、適宜経営に報告する。

(5) 第一次非常体制

非常体制への移行は、「BCP対応要員数」に達した場合は、当該部署にBCPが自動発動され、[別表1-2]の第一次非常体制を構築する。

ただし、業務上季節・時期要因等がある場合は、当該部署の管理者と危機管理室が協議の上、発動を見合わせる事ができる。

(6) 第二次非常体制

当社従業員のうち、40%以上の感染者（未稼働者）が確認された場合は、[別表1-1]の第二次非常体制への移行および[別表1-2]に定める業務以外を中断させるため、総務部・人事部担当役員の具申により、全社BCP発動を本部長が決定する。ただし、本部長が不在の場合には規定の代行順位[別表2]に基づき代行する。

- (7) 事務局は、感染の波が終息した場合、体制縮小について具申し、本部長は体制について指示する。また、厚生労働省が新型インフルエンザ等流行の終息を宣言した場合、その他必要がなくなった場合には、非常体制を解除または変更する。

2－2 情報収集および共有体制、関係機関との連携

- (1) [別表第3]に定める部署は外部諸機関を通じ、国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行う。
- (2) 各部署は、得られた情報を、必要に応じて迅速かつ適切に関係部署に周知する。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

3-1 新型インフルエンザ等対策業務の実施方法

- (1) 第二次非常体制における対応として、DX・構造改革推進部、経理部、総務部、人事部、生産事業部、供給事業部、エネルギー企画部、エネルギーシステム部、支店保安センター、設備サービス部は、新型インフルエンザ等の感染状況に応じて、[別表1-2]に定める業務実施体制に移行する。
- (2) 各部署は、非常対策本部の指示により、(1)の業務実施体制に協力する。

3-2 感染対策の検討・実施

3-2-1 平常時における対応

- (1) 勤労者は感染の急拡大に備え、消毒用アルコール、N95マスク、マスク、防護服、ビニール手袋等を以下に定める数量備蓄するとともに、各拠点に配備する。また、手洗いの励行、健康状態の自己把握に努めるよう求めるなど、感染防止意識の啓発等を行う。

品名	備蓄数
消毒用アルコール	600ℓ
N95マスク	12,000枚
マスク	30,000枚
防護服	600枚
ビニール手袋	2,400枚

3-2-2 監視体制における対応

- (1) 事務局は、監視体制設置後、速やかに以下の事項を周知・徹底する。
- ① 新型インフルエンザ等の基礎知識とマスク着用、手洗い・手指消毒励行等の感染予防策に加え、感染拡大を防止するための「咳エチケット」等
 - ② 健康相談窓口の設置とその活用方法
 - ③ 発熱時には直ちに医療機関を受診し、医師の指示に従うべきこと
 - ④ 従業員およびその家族が、新型インフルエンザ等に感染、または感染者に接触した場合の会社への連絡、勤務の取り扱い等、従業員が取るべき措置に関すること
 - ⑤ 通勤対策、出勤抑制に関すること
 - ⑥ 会議・集会等とその出席者数の制限に関すること
 - ⑦ 新型インフルエンザ等発生国・地域への滞在・出張・旅行等に関する取り扱い

3-2-3 第一次非常体制における対応

(1) 事務局は、第一次非常対策本部設置後、3-2-2に定める周知内容を再徹底することに加えて、以下の項目等に取り組む。

- ①国内外の新型インフルエンザ等感染状況等に加えて、全社の新型インフルエンザ等罹患状況を継続的に把握し周知する。
- ②従業員およびその家族が、新型インフルエンザに感染した場合は、地域の保健所等と綿密な連携を取り、指定医療機関等での隔離・医療措置に協力する。
- ③会議・集会に加えて、教育研修・イベント等の延期または中止の検討を行うよう各部署に指示する。
- ④業務上必要な職場へマスクを配布するとともに、通勤時の着用を義務化する。
- ⑤第一次非常対策本部の指示に基づき、必要な職場へ医療職を派遣する。
- ⑥国及び地方公共団体の指示に基づき、ワクチン接種等の新型インフルエンザ等予防措置を実施する。
- ⑦国等の指示に基づき、患者発生国・地域に駐在する従業員およびその家族、または患者発生国・地域から帰国した従業員およびその家族に対し、必要な措置を講ずるとともに、今後の患者発生国・地域に対する渡航の是非を検討し、渡航の取りやめ等の勧告を行う。

3-2-4 第二次非常体制における対応

(1) 事務局は、第二次非常対策本部設置後、3-2-3に定める取組み内容を再徹底することに加えて、以下の項目等に取り組む。

- ①第一次非常体制における対応に対し、さらなる強化を図る。
- ②エネルギー供給事業継続のため、継続業務の交代要員を定め、接触を極力回避するため、自宅待機等効果的な対策を検討する。

第4章 事業継続計画

4-1 基本方針等

(1) 基本方針

お客さま、従業員（家族含む）の生命、身体、安全確保と感染拡大防止を前提に、エネルギーを供給し続ける社会的責任を果たすため、必要な体制と対応を定める。

(2) 事業継続計画の目的

エネルギーの製造・供給について、大規模な供給途絶を招かないことを目的とし、地域社会の機能維持のために、社内において規定されているBCP（事業継続計画）に準じ、あらかじめ定めている重要業務を継続業務として対応する。

(3) BCPの発動

原則として第二次非常体制になった時点で、対策本部長が状況に応じて、BCPを発動する。

4-2 継続業務の特定と継続方法

(1) 重要業務等の分類及び継続方針

平常時の業務を「重要業務（継続業務）」「中断業務」の2つに分類し、BCPを発動した際、あらかじめ定めた業務体制に移行して「重要業務」を実行する。

※「中断業務」とは、「重要業務（継続業務）」以外の業務を指し原則中断する。

※第二次非常体制移行後は、感染予防および感染拡大防止の観点から、保安関連業務・お客さま接点業務（開閉栓・機器修理・検針・ガス設備点検等）は、状況に応じ最低限の対応を実施する。

(2) 具体的な業務の区分と業務継続における人員計画〔別表1-3〕のとおり業務を区分する。

4-3 特定接種の実施

4-3-1 接種対象

特定接種は、本業務計画に定める継続業務に従事する者（工事会社等の事業継続に資する関連事業者を含む）を対象とする。

4-3-2 接種場所

接種場所は、本社・函館支店・北見支店診療所、または、指定する病院等で行う。

4-3-3 その他

今後、内閣府が策定する「特定接種の実施要領」の公開を踏まえて、この業務計画を見直し、必要に応じて修正するものとする。

第5章 その他

5－1 教育・訓練

(1) 感染予防に関する教育

勤労Gは感染予防に関して、従業員全員に対し教育を必要に応じ実施する。

(2) 感染発生を想定した初動訓練

勤労Gは感染発生を想定し、感染者が確認された場合の初動措置などの適切な対応ができるよう、必要に応じ訓練を実施する。

(3) 事業継続に係る教育

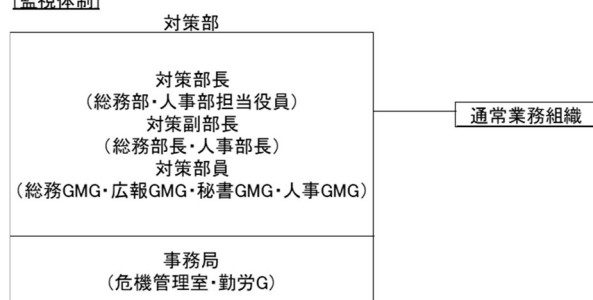
継続業務の指定を受けた従事者に対して、通常の業務以外の指定を受けた者は、その業務が円滑に実施できるよう教育する。

5－2 計画の見直し

- (1) 新型インフルエンザ等の大流行は、必ずしも予測された通りに展開するものではなく、発生する事態も様々であると想定されることから、情勢の変化等を踏まえて、本計画は随時見直し、必要に応じて修正を加えるものとする。

別表 1－1 新型インフルエンザ等発生時の体制

〔監視体制〕



〔第一次非常体制〕



〔第二次非常体制〕



別表 1－2 第二次非常体制の主な役割・業務

	担当	主な役割・業務
対策本部長	社長執行役員	対策本部の統括
対策副本部長	総務部・人事部担当役員	対策本部長の補佐、代行
本部員	常務執行役員	実施策の協議
事務局	危機管理室 勤労G	実施策の検討・実施
DX・構造改革推進部	情報プラットフォーム基盤管理G	社内業務システム運用管理
経理部	経理財務G	支払・決算対応
総務部	総務G・秘書G	社屋、物資管理・株主対応・役員スケジュール管理
	広報G	報道機関対応・HP、SNS対応
人事部	人事G	嘱託、出向、派遣社員への給与支払
	勤労G	社員への給与支払・労務管理・健康管理
石狩LNG基地	製造G	原料受入・ガス製造・発電
	設備G	ガス製造、発電設備維持管理
生産技術部	函館みなと工場	原料受入・ガス製造・製造設備維持管理
	北見工場	原料受入・ガス製造・製造設備維持管理
供給保安部	緊急保安G	ガス漏えい対応・供給設備維持管理
	供給防災C	保安受付、指令・供給設備監視制御
エネルギー企画部	エネルギー企画G	ガス需給管理
	エネルギーマネジメント推進室	電力需給管理
カスタマーサポート部	お客さまC	お客さま受付対応、委託先管理
	料金C	検針業務管理・料金調停・お客さま管理
	営業事務C	メーカー、工事店等支払管理
エネルギーシステム部	エネルギーシステムG	札幌発電所、46エネルギーセンター維持管理
小樽支店	保安C	ガス漏えい対応・供給設備維持管理
千歳支店		
北見支店		
函館支店		
設備サービス部	機器サービスG	開閉栓、機器修理業務委託管理・消費機器対応 ※状況に応じ最低限の対応を実施

別表2 第二次非常体制発令の代行順位

代行順位	代 行 者
第1位	総務部・人事部担当役員
第2位	常務執行役員から選任

別表3 防災関係機関との情報連絡経路



<改訂履歷>

- | | |
|----------------|---------|
| 1. 2015 年 12 月 | 第 1 版 |
| 2. 2016 年 11 月 | 改訂第 2 版 |
| 3. 2021 年 6 月 | 改訂第 3 版 |
| 4. 2022 年 3 月 | 改訂第 4 版 |
| 5. 2024 年 4 月 | 改訂第 5 版 |
| 6. 2025 年 7 月 | 改訂第 6 版 |